

令和7年度 自動車税・軽自動車税 環境性能割の税率区分について

令和7年4月1日からの自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率は以下のとおりとなります。
また、バリアフリー車両及びASVを搭載したトラック・バス等には、自動車税環境性能割を軽減する特例措置があります。

【お問い合わせ】 山口県税事務所 自動車税課 083-922-7691
山口県総務部税務課 083-933-2288

1 乗用車の税率区分（新車・中古車を問わず）

取得時期：令和7年4月1日～令和8年3月31日

排出ガス規制	燃費基準						税率区分	税率			
	年度	達成 (%)	年度	達成 (%)	年度	達成 (%)		自家用	営業用		
登録自動車											
【ガソリン車】 【LPG車】 【軽自動車】 「H30年排出ガス基準50%低減」 又は 「H17年排出ガス基準75%低減」	R12 かつR2	95 基準達成	R2	138	H22	205	ガソリン車 01 LPG車 08 ディーゼル車 15	非課税	非課税		
	R12 かつR2	90 基準達成					H22			194	ガソリン車 02 LPG車 09 ディーゼル車 16
	R12 かつR2	85 基準達成					H22			184	ガソリン車 03 LPG車 10 ディーゼル車 17
	R12 かつR2	80 基準達成					H22			173	ガソリン車 04 LPG車 11 ディーゼル車 18
【ディーゼル車】 「H30年排出ガス基準適合」又は 「H21年排出ガス基準適合」	R12 かつR2	75 基準達成	R2	109	H22	162	ガソリン車 05 LPG車 12 ディーゼル車 19	2.0%	1.0%		
	R12 かつR2	70 基準達成					H22			151	ガソリン車 06 LPG車 13 ディーゼル車 20
	軽自動車										
上 記 以 外	R12 かつR2	80 基準達成	R2	116	H22	173	軽自動車 01	非課税	非課税		
	R12 かつR2	75 基準達成					H22			162	軽自動車 02
	R12 かつR2	70 基準達成					H22			151	軽自動車 03
	ガソリン車 07 LPG車 14 ディーゼル車 21						3.0%			2.0%	
軽自動車 04						2.0%					

2 2.5トン以下トラックの税率区分（新車・中古車を問わず）

取得時期：令和7年4月1日～令和8年3月31日

排出ガス規制	燃費基準		税率区分	税率	
	年度	達成 (%)		自家用	営業用
【ガソリン車】 「H30年排出ガス基準50%低減」 又は 「H17年排出ガス基準75%低減」	R4	105	登録自動車 22	非課税	非課税
	又は H22	163	軽自動車 05		
	R4	基準達成	登録自動車 23	1.0%	0.5%
上 記 以 外	又は H22	155	軽自動車 06	2.0%	1.0%
	R4	95	登録自動車 24		
			又は H22	147	軽自動車 07
			登録自動車 25	3.0%	2.0%
			軽自動車 08	2.0%	

注) 令和4年度基準エネルギー消費効率(燃費基準)を算定していない場合に限り、平成22年度のもの適用します。

3 2.5トン超3.5トン以下トラックの税率区分（新車・中古車を問わず）

取得時期：令和7年4月1日～令和8年3月31日

排出ガス規制	燃費基準		税率区分	税率	
	年度	達成 (%)		自家用	営業用
【ガソリン車】 「H30年排出ガス基準50%低減」又は 「H17年排出ガス基準75%低減」	R4	基準達成	ガソリン車 37 ディーゼル車 42	非課税	非課税
	R4	95	ガソリン車 38 ディーゼル車 43		
【ガソリン車】 「H30年排出ガス基準適合」又は 「H21年排出ガス基準10%低減」	R4	105	ガソリン車 39 ディーゼル車 44	非課税	非課税
	R4	基準達成	ガソリン車 40 ディーゼル車 45		
【ディーゼル車】 「H21年排出ガス基準適合」	R4	95	ガソリン車 41 ディーゼル車 46	2.0%	1.0%
	上 記 以 外				

※1 令和12年度基準エネルギー消費効率(燃費基準)を算定していない場合に限り、令和2年度のもの適用します。
 ※2 令和12年度及び令和2年度基準エネルギー消費効率(燃費基準)を算定していない場合に限り、平成22年度のもの適用します。
 注) 特種用途車(8ナンバー)は、自動車検査証により税率区分を判断します。(1～7共通)
 注) (軽自動車No.)は軽自動車税環境性能割の申告書様式(黄色、水色)を使用する場合の番号です。(1,2,6,7共通)

4 3.5トン以下バスの税率区分（新車・中古車を問わず）

取得時期：令和7年4月1日～令和8年3月31日

排出ガス規制	燃費基準		税率区分	税率	
	年度	達成(%)		自家用	営業用
【ガソリン車】 「H30年排出ガス基準50%低減」又は 「H17年排出ガス基準75%低減」	R2	105	ガソリン車 26 ディーゼル車 31	非課税	非課税
	R2	基準達成	ガソリン車 27 ディーゼル車 32	1.0%	0.5%
【ガソリン車】 「H30年排出ガス基準25%低減」又は 「H17年排出ガス基準50%低減」	R2	110	ガソリン車 28 ディーゼル車 33	非課税	非課税
	R2	105	ガソリン車 29 ディーゼル車 34	1.0%	0.5%
【ディーゼル車】 「H21年排出ガス基準適合」	R2	基準達成	ガソリン車 30 ディーゼル車 35	2.0%	1.0%
上記以外			36	3.0%	2.0%

5 3.5トン超バス・トラックの税率区分（新車・中古車を問わず）

取得時期：令和7年4月1日～令和8年3月31日

排出ガス規制	燃費基準		税率区分	税率	
	年度	達成(%)		自家用	営業用
【ディーゼル車】 「H28年排出ガス基準適合」又は 「H21年排出ガス基準10%低減」	R7 又は H27	105 115	バス 48 トラック 52	非課税	非課税
	R7 又は H27	基準達成 110	バス 49 トラック 53	1.0%	0.5%
	R7 又は H27	95 105	バス 50 トラック 54	2.0%	1.0%
上記以外			バス 51 トラック 55	3.0%	2.0%

6 その他自動車の税率区分（新車・中古車を問わず）

次世代自動車	税率区分	税率	取得時期
電気自動車、燃料電池自動車	登録自動車 56 軽自動車 09	非課税	R7.4.1 ＼ R8.3.31
天然ガス自動車	登録自動車 56 軽自動車 09		
プラグインハイブリッド自動車	登録自動車 57		

※3 「H30年排出ガス基準適合（3.5t以下の自動車）」又は「H21年排出ガス基準10%低減」に限ります。

7 1～6に該当しないもの（新車・中古車を問わず）

区分	税率区分	税率		取得時期	
		自家用	営業用		
1から6に該当しない	登録自動車(※4)	58	3.0%	2.0%	R7.4.1 ＼
	軽自動車(※4)	10	2.0%	2.0%	R8.3.31

※4 トレーラー等

8 バス・タクシーの軽減措置（新車に限る） 営業用のみ

以下の車両を一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行に限る）、一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送業に導入する場合、軽減措置が受けられます。

区分	バリアフリー・ASV特例	軽減内容	取得時期
ノンステップバス	01	取得価額から(※5) 1,000万円控除	R7.4.1 ＼ R8.3.31
リフト付きバス (乗車定員30人以上の空港アクセスバス)	02	取得価額から(※5) 800万円控除	
リフト付きバス (乗車定員30人以上) ※上記以外	03	取得価額から(※5) 650万円控除	
リフト付きバス (乗車定員30人未満)	04	取得価額から(※5) 200万円控除	
ユニバーサルデザインタクシー	05	取得価額から(※6) 100万円控除	

注) 対象自動車は自動車検査証にその旨の記載があります。

※5 構造・設備基準に適合した車両の取得価額。

※6 標準仕様のユニバーサルデザインタクシーとして国より認定された車両の取得価額。

9 衝突被害軽減ブレーキを搭載したトラック・バス等の軽減措置（新車に限る）

衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）を搭載したトラック・バス等の取得に係る自動車税環境性能制には、次のとおり軽減措置があります。なお、「バス等」は専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員10人以上のもの（立席を有するものを除く）です。

区分	バリアフリー・ASV特例	軽減内容	取得時期
バス等	06	取得価額から 175万円控除	R7.4.1 ＼ R8.3.31
トラック	07		

注) 対象自動車は自動車検査証に「衝突被害軽減ブレーキ搭載車（歩行者検知機能付き）」と記載されています。

注) 令和7年度基準エネルギー消費効率(燃費基準)を算定していない場合に限り、平成27年度のもの適用します。